

<報道発表資料>

カテゴリー:お知らせ

令和4年3月30日

本庄市長選挙における選挙の効力及び当選の効力に関する審査の申立てについて

令和4年1月30日執行の本庄市長選挙における選挙の効力及び当選の効力に関する審査の申立てが令和4年3月29日付けでなされ、本日の委員会で受理することを決定し、審査に付すこととしましたので、お知らせします。

記

1 申立人

福島 浩一郎（本庄市長選挙の立候補者）

2 申立ての趣旨

令和4年1月30日執行の本庄市長選挙における選挙の効力及び当選の効力に関する異議の申出に対する本庄市選挙管理委員会の令和4年3月14日付けの決定を取り消すとの裁決を求める。

3 申立ての理由

本庄市選挙管理委員会の決定書主文の棄却理由全てが到底納得できる内容ではないので、同様の証拠を提出し審査を申し立てるものである。特に引用判例がSNSのない時代のものであり、現代に於いては現行法で明らかな公職選挙法違反なのであり正しい審査を求める。

4 決定の期限

この審査申立てに対する当委員会の裁決は、申立てを受理した日（3月29日）から60日以内（5月28日まで）に行うよう努めるものとされている（公職選挙法第213条第1項）。

参考 本庄市長選挙における異議の申出に対する決定について

<https://www.city.honjo.lg.jp/shiseijoho/senkyo/14929.html>